

# 高野町営住宅入居者の募集について

高野町営住宅入居者を下記により公募します。

高野町長 平野 嘉也  
(公印省略)

記

## 高野町営住宅入居者募集要項

### 1. 募集内容

| 団地名            | 部屋番号 | 構造                | 1カ月の家賃   | 入居可能予定日       | 備考                    |
|----------------|------|-------------------|--|---------------|-----------------------|
| うぐいす谷<br>団地1号棟 | 202号 | 中層<br>耐火<br>(1DK) | ① 12,800円<br>② 14,800円<br>③ 16,900円<br>④ 19,100円<br>⑤ 21,800円<br>⑥ 25,200円 | 平成31年<br>3月中頃 | 家賃 +<br>共益費<br>2,500円 |

| 団地名            | 部屋番号 | 構造                | 1カ月の家賃   | 入居可能予定日       | 備考                    |
|----------------|------|-------------------|--|---------------|-----------------------|
| うぐいす谷<br>団地1号棟 | 304号 | 中層<br>耐火<br>(2DK) | ① 18,300円<br>② 21,100円<br>③ 24,100円<br>④ 27,200円<br>⑤ 31,100円<br>⑥ 35,900円 | 平成31年<br>3月中頃 | 家賃 +<br>共益費<br>2,500円 |

| 団地名            | 部屋番号 | 構造                 | 1カ月の家賃   | 入居可能予定日       | 備考                    |
|----------------|------|--------------------|--|---------------|-----------------------|
| うぐいす谷<br>団地2号棟 | 105号 | 中層<br>耐火<br>(1LDK) | ① 26,700円<br>② 30,900円<br>③ 35,300円<br>④ 39,800円<br>⑤ 45,500円<br>⑥ 52,500円 | 平成31年<br>3月中頃 | 家賃 +<br>共益費<br>2,500円 |

| 団地名         | 部屋番号 | 構造                | 1カ月の家賃   | 入居可能予定日       | 備考                    |
|-------------|------|-------------------|--|---------------|-----------------------|
| 凌雲団地<br>6号棟 | 203号 | 中層<br>耐火<br>(3DK) | ① 12,400円<br>② 14,300円<br>③ 16,400円<br>④ 18,500円<br>⑤ 21,100円<br>⑥ 24,300円 | 平成31年<br>3月中頃 | 家賃 +<br>共益費<br>1,500円 |

| 団地名         | 部屋番号 | 構造                | 1カ月の家賃   | 入居可能予定日       | 備考                    |
|-------------|------|-------------------|--|---------------|-----------------------|
| 凌雲団地<br>8号棟 | 401号 | 中層<br>耐火<br>(3DK) | ① 12,400円<br>② 14,300円<br>③ 16,400円<br>④ 18,500円<br>⑤ 21,100円<br>⑥ 24,300円 | 平成31年<br>3月中頃 | 家賃 +<br>共益費<br>1,500円 |

| 団地名        | 部屋番号 | 構造                | 1カ月の家賃                           |                                  | 入居可能予定日       | 備考                    |
|------------|------|-------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------|-----------------------|
| 桜団地<br>1号棟 | 301号 | 中層<br>耐火<br>(3DK) | ①14,500円<br>②16,800円<br>③19,200円 | ④21,700円<br>⑤24,800円<br>⑥28,600円 | 平成31年<br>3月中頃 | 家賃 +<br>共益費<br>1,500円 |

※ 家賃は、入居世帯全員の所得額により定まり、その月収額により、①～⑥段階になります。  
(8. 家賃の額を参照)

## 2. 敷金

入居時の家賃の3カ月分

## 3. 入居申込み資格について

町営住宅は、一定基準の収入以下で、住宅に困窮している方への賃貸を目的に建設されています。そのため入居申込みには制限があり、次の要件を全て満たしていることが条件になります。

- (1) 高野町内に住所又は勤務場所を有するもの。(入居した場合には必ず入居団地に住所を異動すること。)
- (2) 一定の基準以下の月収額であること。(入居収入基準参照)
- (3) 現に住宅に困窮している方であること。(所有する住宅がないこと。)
- (4) 町税を滞納していない方で、家賃及び敷金を支払う能力を有する方であること。
- (5) 申込者及び同居人が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 上記基準を満たしていれば単身でも入居が可能です。

## 4. 入居収入基準

申込み世帯全員の合計所得による計算(控除を減額)後の月収額が、一般世帯は158,000円以下、または裁量世帯は214,000円以下でないと公営住宅には申し込みは出来ません。(入居基準算定方法の別表1参照)

## 5. 裁量世帯について

次のいずれかに該当する場合は裁量世帯(月収額が214,000円以下の世帯)に該当します。

- (1) 入居者または同居者に心身障害者(身体障害者手帳1～4級程度、精神障害者保健福祉手帳1～2級程度、知的障害の程度が重度(A1、A2)又は中度(B1))がいる場合
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に義務教育終了までの子供がいる場合
- (4) 入居者または同居者に戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者がいる場合

## 6. 選定方法

- (1) 入居申込者が募集戸数を超えたときは、公開の抽選により入居予定者及び入居補欠者を選定します。
- (2) 入居予定者については、再度入居資格を調査し入居を決定します。また、入居補欠者については、空き家が生じ入居予定者となった時点において、再度入居資格を調査し、入居の決定をします。入居補欠者である間に入居資格を喪失された方は、入居の決定を受けられません。

## 7. 申込みに必要な書類

- (1) 「町営住宅入居申込書」
- (2) 「平成30年度（平成29年分）町・県民税課税証明書若しくは非課税証明書」（所得金額と控除内容が記載のもの）入居者及び同居者全員分（中学生以下を除く）
- (3) 入居者及び同居者全員の住民票
- (4) 入居者及び同居者の町税納税証明書
- (5) 「その他の必要書類」 身体障害者手帳等の写し、その他の証明書

### 申込み等の日程

|        |     |  |
|--------|-----|--|
| 申込みの受付 | 期 日 | 平成31年 2月 1日 (金) 9時から<br>平成31年 2月 22日 (金) 17時まで |
|        | 場 所 | 高野町役場  |

|      |     |                          |
|------|-----|--------------------------|
| 公開抽選 | 日 時 | 平成31年 3月 5日 (火) 13時30分から |
|      | 場 所 | 高野町役場2階 会議室              |

## 8. 家賃の額

|                                     |            | 月 収 額             | 募集住宅家賃の欄の番号 |
|-------------------------------------|------------|-------------------|-------------|
| 一定の要件に該当する世帯の入居可能収入基準<br>(裁量世帯は①～⑥) | 一般の入居      | 0円～104,000円       | ①の額         |
|                                     | 可能収入基準     | 104,001円～123,000円 | ②の額         |
|                                     | (一般世帯は①～④) | 123,001円～139,000円 | ③の額         |
|                                     |            | 139,001円～158,000円 | ④の額         |
|                                     |            | 158,001円～186,000円 | ⑤の額         |
|                                     |            | 186,001円～214,000円 | ⑥の額         |
|                                     |            | 214,001円～         | 入居資格がありません。 |

### 入居基準算定方法（別表1参照）

◎ 4人世帯（夫婦2人、高校生1人、大学生1人）源泉徴収票等に記載の給与所得控除後の金額が340万円の世帯

1. 本人以外の同居者は1人38万円の控除が出来ます。38万円×3人＝114万円

2. 高校生・大学生は特定扶養親族で1人につき25万円の控除が出来ます。

3. 1ヶ月の金額を算出するには  $340万円 - (114万円 + 25万円 \times 2人) = 176万円$

$176万円 \div 12ヶ月 = \underline{146,666円}$

※ この世帯は**一般世帯 158,000円以下**ですので申込みや入居が可能です。

◎ 5人世帯（夫婦2人、中学生1人、小学生2人）源泉徴収票等に記載の給与所得控除後の金額が夫婦で合計400万円の世帯

1. 本人以外の同居者は1人38万円の控除が出来ます。38万円×4人＝152万円

2. 義務教育終了までの子供を育てている場合は裁量世帯となります。

3. 1ヶ月の金額を算出するには  $400万円 - (152万円) = 248万円$

$248万円 \div 12ヶ月 = \underline{206,666円}$

※ この世帯は**裁量世帯 214,000円以下**ですので申込みや入居が可能です。

## 控除額一覧表（別表1）

| 控除対象        | 範 囲   | 控 除 額                          |
|-------------|---|--------------------------------|
| 同居親族等       | 申込者本人を除く同居者   | 1人につき38万円                      |
| 同居していない扶養親族 | 同居していない所得税法上の同一生計配偶者又は扶養親族  | 1人につき38万円                      |
| 老人扶養親族      | 扶養親族及び同一生計配偶者で、70歳以上の者  | 1人につき10万円                      |
| 特定扶養親族      | 扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の者  | 1人につき25万円                      |
| 障 害 者       | 次に該当する者で特別障害者でない者<br>・身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等                                   | 1人につき27万円                      |
| 特別障害者       | 障害者のうち、次に該当する者<br>・身体障害者手帳1級、2級 療育手帳A1、A2<br>・原爆被爆者被認定者<br>・戦傷病者手帳特別項症～第3項症 精神障害者保健福祉手帳1級 等 | 1人につき40万円                      |
| 寡 婦         | ①②のいずれかに該当する寡婦<br>①生計を一つにする子があること<br>②所得が500万円以下で、死別又は離婚後婚姻していない方                           | 1人につき27万円<br>(所得が27万円未満の時はその額) |
| 寡 夫         | ①②のすべてに該当する寡夫<br>①生計を一つにする子があること<br>②所得が500万円以下で、死別又は離婚後婚姻していない方                            |                                |

### 注 意 事 項

- (1) 入居予定者及び入居補欠者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- (2) 入居の際は、2名の連帯保証人（高野町在住者）が必要です。なお、連帯保証人のうち1名については、入居者の親族（4親等以内）の方は町外でもよい。
- (3) 毎月分の家賃はその月の末日までに納付していただきます。  
なお、3カ月以上家賃を滞納されますと、住宅の明け渡しを請求します。
- (4) 家賃の額は、毎年度、入居者及び同居者（16歳以上の方）の収入申告により、その所得額に応じて、次年度の家賃額を決定します。
- (5) 入居時の同居者以外の者を同居させる場合は、町長の承認が必要です。

※ 受付期間中に申込が募集戸数に満たない部屋については、次回募集までの期間（～平成31年7月31日）について、募集戸数に達するまで随時募集とします。

詳しいことは役場 建設課 住宅係 清水・山下（TEL 56-2934）までお問合せください。